

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】 738
- 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】 739

◇ 告 示

- 北九州市障害福祉サービス支給決定に関する基準の一部を改正する告示【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 760
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境保全課】 761
- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域産業振興部中小企業振興課】 763

◇ 公 告

- 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部道路建設課】 765
- 北九州都市計画道路事業の認可の告示（2件）【建設局道路部道路建設課】 766
- 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 768
- 北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】 769

◇ 訓 令

- 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】 770

◇ 区 役 所

| | |
|------------------------------------|-----|
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【門司区役所市民課】 | 772 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】 | 773 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】 | 776 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】 | 777 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】 | 781 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】 | 782 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【若松区役所市民課】 | 788 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】 | 789 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡東区役所市民課】 | 793 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】 | 794 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】 | 797 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】 | 798 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】 | 803 |
| ○ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】 | 804 |

◇ 上下水道局

| | |
|----------------------------------|-----|
| ○ 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部下水道計画課】 | 806 |
|----------------------------------|-----|

◇ 教育委員会

| | |
|---|-----|
| ○ 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 807 |
| ○ 北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学務部学事課】 | 822 |
| ○ 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 | 824 |

- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 8 2 5
- 防火管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 8 2 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

松崎茂副市長の退任並びに藤原通孝副市長及び今永博副市長の選任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 梅本和秀副市長

契約室、総務企画局、市民文化スポーツ局、環境局、産業経済局及び港湾空港局に属する事務

イ 藤原通孝副市長

(ア) 会計室、危機管理室、秘書室、広報室、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、消防局、交通局及び病院局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

ウ 今永 博副市長

(ア) 技術監理室、建設局、建築都市局及び上下水道局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 梅本和秀副市長

第二順位 藤原通孝副市長

第三順位 今永 博副市長

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

平成26年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 幅広い観点で認知症対策の充実を図るため、保健福祉局に認知症対策室を新設することにしました。
- 2 食関連産業の振興を図るため、産業経済局に食の魅力創造・発信室を新設することにしました。
- 3 真に必要な公共施設を保有し続けることができるよう、公共施設マネジメントを推進するため、建築都市局に都市マネジメント政策室を新設することにしました。
- 4 喫緊の課題となっている空き家問題に総合的に対応するため、建築都市局に空き家対策推進室を新設することにしました。

この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第16号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条梅本和秀副市長の項第1号中「、技術監理室」を削り、「建設局、建築都市局、港湾空港局及び上下水道局」を「産業経済局及び港湾空港局」に改め、同条松崎 茂副市長の項中「松崎 茂副市長」を「藤原通孝副市長」に改め、同項第1号中「、産業経済局」を削り、同条に次のように加える。

今永 博副市長

- (1) 技術監理室、建設局、建築都市局及び上下水道局に属する事務
- (2) 公共施設マネジメントに関する事務

第3条第1項中「両副市長」を「3副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第二順位 副市長 松 崎 茂」を「第二順位 副市長 藤 原 通 孝
第三順位 副市長 今 永 博」に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北九州市長 北橋健治

北九州市規則第17号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局行政経営室の項を次のように改める。

行政経営室

行政経営係

第1条総務企画局市制50周年記念事業推進室の項を削り、同条保健福祉局地域支援部高齢者支援課の項の次に次のように加える。

認知症対策室

認知症対策推進係

第1条環境局環境政策部総務課の項中「環境首都政策係」を「環境政策広報係」に改め、同条産業経済局総務政策部の項中「サービス産業政策課

サービス産業政策係」

を「国際ビジネス政策課」に改め、同条産業経済局新成長戦略推進室の項

国際ビジネス政策係」

を次のように改める。

新成長戦略推進室

産業政策課

産業政策係

サービス産業政策課

サービス産業政策係

第1条産業経済局地域産業振興部の項を削り、同条産業経済局の項中「新産業振興部」を「産業振興部」に改め、同条産業経済局新産業振興部の項に次のように加える。

中小企業振興課

中小企業係

第1条産業経済局の項中「観光部」を「観光にぎわい部」に改め、同条産業経済局観光部の項中「にぎわい推進課

にぎわい推進係」を「商業振興課

商業振興係」に改め、同

「管理係

「農政係 企画係
条産業経済局農林水産部農林課の項中 農林管理係 を 生産振興係 に改
農林計画係」 農業施設係
林業施設係」

め、同条産業経済局農林水産部6次産業・地産地消課の項を削り、同条産業
経済局農林水産部の項の次に次のように加える。

食の魅力創造・発信室
地元いちばん係

第1条建設局総務部総務課の項中「経理係」を「経理係 に改め、同
事業調整係」

条建設局総務部事業調整課の項を削り、同条建設局河川部水環境課の項中「
管理係」を「ほたる係」に改め、同項中「ほたる係」を削り、同条建築都市
局計画部事業調整課の項を削り、同条建築都市局計画部都市計画課の項中「
計画調整係」を「計画調整係 事業調整係」

中「交通戦略推進係 を「公共交通係」に改め、同条建築都市局計画部の項
バス交通係 」

の次に次のように加える。

都市マネジメント政策室

第1条建築都市局指導部建築指導課の項の次に次のように加える。

空き家対策推進室

第1条建築都市局整備部都心・副都心開発室の項を削り、同条建築都市局
整備部の項の次に次のように加える。

都心・副都心開発室

第1条建築都市局住宅部住まい向上支援課の項中「住環境整備係」を削り
、同条港湾空港局総務部総務企画課の項中「水際線活用推進係」を「交流係
」に改め、同条港湾空港局港営部港営課の項中「海務係 を「海務・情
港湾情報係」

報係」に改める。

第3条危機管理室危機管理課庶務係の項第2号を次のように改める。

(2) 室の予算及び決算の総括に関すること。

第3条危機管理室危機管理課庶務係の項中第3号から第8号までを削り、
同項第9号中「東日本大震災支援対策」を「東日本大震災等支援対策」に改
め、同号を同項第3号とし、同項第10号を削り、同条危機管理室危機管理
課防災企画係の項第1号中「北九州市防災会議」の次に「及び北九州市国民

保護協議会」を加え、同項第2号中「地域防災計画」の次に「及び国民保護計画」を加え、同項第3号中「防災」の次に「及び危機管理」を加え、同項に次の3号を加える。

- (4) 危機管理に係る企画及び調整の総括に関すること。
- (5) 危機管理に係る訓練及び研修の実施に関すること。
- (6) 危機管理に係る情報収集、普及啓発等に関すること。

第3条危機管理室危機管理課災害対策係の項に次の3号を加える。

- (6) 危機管理及び防災に係る消防局その他関係機関との連携に関すること。
- (7) 災害による被災者の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 防災訓練に関すること。

第3条技術監理室技術企画課企画係の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公共事業のコスト構造改善に関すること。

第3条技術監理室技術企画課調整係の項第2号中「公共工事のコスト縮減」を「公共工事における総合評価落札方式の評価」に改め、同項第4号を削

り、同条総務企画局行政経営室の項中
行政経営室
行政経営課
行政経営係

に改め、同条行政経営室行政経営課行政経営係の項第1号中「、課」を削

り、同項に次の1号を加える。

- (7) 指定管理者制度の総括に関すること。

第3条総務企画局行政経営室施設経営課の項及び同条総務企画局市制50周年記念事業推進室の項を削り、同条財政局財務部財政課財源調整係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条財政局財務部財政課財政企画係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

- (5) 財政調整基金、土地開発基金、都市高速鉄道等整備基金、公債償還基金等他の所属に属さない基金に関すること。

第3条財政局財務部財政課予算係の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 財政計画に関すること。

第3条財政局財務部財産活用推進課指導調整係の項中第9号を削り、同条

市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課地域防犯係の項第1号中「地域防犯」を「地域防犯施策の推進」に改め、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) シンナー等薬物乱用防止に係る連絡調整に関すること。

第3条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心相談センター相談係の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 暴力追放推進施策に関すること。

(6) 北九州市暴力追放推進会議に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部高齢者支援課在宅高齢者支援係の項第4号を削り、同条保健福祉局地域支援部高齢者支援課いきがい係の項第3号中「敬老祝金」を「長寿祝金」に改め、同条保健福祉局地域支援部高齢者支援課の項の次に次のように加える。

認知症対策室

認知症対策推進係

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 認知症対策に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進課いのちをつなぐネットワーク推進係の項に次の2号を加える。

(10) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。

(11) ホームレスの自立支援及び実施計画に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進課地域支援係の項に次の1号を加える。

(3) 地域包括ケアの推進に関すること。

第3条保健福祉局地域支援部健康推進課健康づくり係の項に次の1号を加える。

(5) 口腔保健支援センターに関すること。

第3条保健福祉局地域支援部保護課保護係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条保健福祉局障害福祉部障害福祉課障害者事業支援係の項第2号中「障害程度区分認定」を「障害支援区分認定」に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課企画係の項に次の2号を加える。

(6) 認定こども園及び私立幼稚園に関すること。

(7) 私学助成（幼稚園に係るものに限る。）に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課子ども支援係の項に次の1号を加える。

(7) 子育て世帯臨時特例給付金に関すること。

第3条環境局環境政策部総務課の項中「環境首都政策係」を「環境政策広報係」に改め、同条環境局循環社会推進部業務課業務第一係の項に次の1号を加える。

(12) 事業系一般廃棄物の適正処理及び適正排出の啓発及び指導に関すること。

第3条産業経済局総務政策部サービス産業政策課の項を次のように改める。

国際ビジネス政策課

国際ビジネス政策係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 北九州貿易・投資ワンストップサービスセンターに関すること。
- (3) 見本市に係る企画及び調査に関すること。
- (4) 対日投資に関すること。
- (5) 輸出促進に関すること。
- (6) 貿易関連企業及び貿易関係団体の育成及び支援に関すること。
- (7) 貿易関連機関及び貿易関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 貿易に係る金融に関すること。
- (9) その他国際経済の振興に関すること。

第3条産業経済局の項中「新成長戦略推進室政策係」を「新成長戦略推進室産業政策課産業政策係」に

改め、同条産業経済局新成長戦略推進室の項に次のように加える。

サービス産業政策課

サービス産業政策係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) サービス産業の振興に関すること。
- (3) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関すること。

第3条産業経済局地域産業振興部の項を削り、同条産業経済局の項中「新

産業振興部」を「産業振興部」に改め、同条産業経済局新産業振興部の項に次のように加える。

中小企業振興課

中小企業係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 中小企業の振興及び助成に関する事。
- (3) 中小企業諸団体の育成に関する事。
- (4) 中小企業の人材育成に関する事。
- (5) 中小企業の技術交流推進に関する事。
- (6) 創業支援に関する事。
- (7) 中小企業の金融及び相談に関する事。
- (8) ベンチャー企業の創出に関する事。

第3条産業経済局の項中「観光部」を「観光にぎわい部」に改め、同条産業経済局観光部観光・コンベンション課観光係の項に次の3号を加える。

- (3) にぎわいづくりに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 集客交流産業の振興に関する事。
- (5) 環境観光及びものづくり観光に関する事。

第3条産業経済局観光部にぎわい推進課の項を次のように改める。

商業振興課

商業振興係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 商店街の振興に関する事。
- (3) 商業振興に関する企画及び調査に関する事。
- (4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事。
- (5) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に関する事。
- (6) 関係団体との連絡調整に関する事。

第3条産業経済局農林水産部農林課の項を次のように改める。

農林課

管理係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 部内各課にわたる業務の総合調整に関する事。
- (3) 家畜伝染病に係る対策本部に関する事。

企画係

- (1) 農林水産業振興計画の総括に関する事。
- (2) 農業施策の企画立案に関する事。
- (3) 農業団体との連絡調整に関する事。
- (4) 農地の保全及び活用に関する事。

生産振興係

- (1) 農産物の生産振興に関する事。
- (2) 農政に係る調査統計に関する事。
- (3) 農業金融の総括に関する事。

農業施設係

- (1) 農業施設の管理に関する事。
- (2) 農業施設整備に係る調査、計画及び実施に関する事。
- (3) 一部事務組合との連絡調整に関する事。
- (4) 鉦害及び鉦業権に係る連絡調整に関する事。
- (5) 農業施設災害復旧事業に関する事。

林業施設係

- (1) 林業の振興に関する事。
- (2) 林業施設の管理に関する事。
- (3) 林業施設整備に係る調査、計画及び実施に関する事。
- (4) 森林の保全及び活用並びに市営林事業に関する事。
- (5) 林業施設災害復旧事業に関する事。
- (6) 治山事業の調整に関する事。

第3条産業経済局農林水産部6次産業・地産地消課の項を削り、同条産業経済局農林水産部の項の次に次のように加える。

食の魅力創造・発信室

地元いちばん係

- (1) 室の庶務に関する事。
- (2) 地元産品の6次産業化の推進に関する事。
- (3) 地産地消の推進に関する事。
- (4) 食品ビジネスの振興に関する事。
- (5) ご当地グルメの振興に関する事。

第3条建設局総務部総務課経理係の項第1号中「の総括」を削り、同項中第3号及び第4号を削り、同項の次に次のように加える。

事業調整係

- (1) 局所管事業の企画、調整及び執行管理に関する事。

(2) 局所管事務の効率化の推進に関すること。

第3条建設局総務部管理課占用係の項第7号及び同条建設局総務部事業調整課の項を削り、同条建設局用地部用地管理課管理係の項に次の1号を加える。

(3) 地籍調査に関すること。

第3条建設局道路部道路維持課道路環境係の項に次の1号を加える。

(4) 放置自転車の総括に関すること。

第3条建設局公園緑地部公園管理課企画係の項第4号中「都市整備公社」を「どうぶつ公園協会」に改め、同条建設局公園緑地部公園建設課設計係の項第2号中「単独事業に係る」を削り、同条建設局河川部水環境課の項中「管理係」を「ほたる係」に改め、同条建設局河川部水環境課管理係の項に次の2号を加える。

(3) ほたる愛護活動の指導及び支援に関すること。

(4) 河川の生物環境整備の総括に関すること。

第3条建設局河川部水環境課ほたる係の項及び同条建築都市局計画部事業調整課の項を削り、同条建築都市局計画部都市計画課計画調整係の項第1号中「課」を「部、課」に改め、同項の次に次のように加える。

事業調整係

(1) 都市再生事業に関すること。

(2) 局所管事業の企画及び調整に関すること。

(3) 局の所管に属する公共事業に係る補助金及び負担金の総括に関すること。

第3条建築都市局計画部都市交通政策課企画調査係の項第2号から第7号までを次のように改める。

(2) 市営駐車場に関すること。

(3) 環境首都総合交通戦略の総括に関すること。

(4) パーソントリップ調査等交通調査の総括に関すること。

(5) 旧交通科学館の跡施設に関すること。

第3条建築都市局計画部都市交通政策課交通戦略推進係の項を次のように改める。

公共交通係

(1) 公共交通の利用促進に関すること。

(2) おでかけ交通に関すること。

(3) バス交通施策の企画及び調査に関すること。

(4) 地域及びバス事業者等との調整に関すること。

(5) 北九州モノレールに関すること。

(6) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に関すること。

第3条建築都市局計画部都市交通政策課バス交通系の項を削り、同条建築都市局計画部都市交通政策課交通計画系の項第2号中「の計画」の次に「及び再編」を加え、同項第4号を次のように改める。

(4) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。

(5) 若戸大橋及び若戸トンネルに関すること。

(6) 北九州高速道路に関すること。

(7) 関門海峡道路に関すること。

第3条建築都市局計画部の項の次に次のように加える。

都市マネジメント政策室

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 公共施設マネジメントの総括に関すること。

(3) 公共施設マネジメントに係る企画、調査、研究及び連絡調整に関すること。

第3条建築都市局指導部建築指導課建築法規系の項第9号を削り、同条建築都市局指導部建築指導課の項の次に次のように加える。

空き家対策推進室

(1) 老朽空き家等の是正指導に関すること。

(2) 老朽空き家等の解体費の助成に関すること。

(3) 空き家等の適正管理の促進に関すること。

第3条建築都市局整備部都心・副都心開発室の項を削り、同条建築都市局整備部の項の次に次のように加える。

都心・副都心開発室

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 都心・副都心整備の総括に関すること。

(3) 都心・副都心整備に係る調査及び計画に関すること。

(4) 都心・副都心整備に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(5) 大規模未利用地及び民間開発に関すること。

第3条建築都市局住宅部住まい向上支援課管理系の項第2号を次のように改める。

(2) 住環境整備事業に関すること。

(3) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関すること。

第3条建築都市局住宅部住まい向上支援課住環境整備系の項を削り、同条

港湾空港局総務部総務企画課振興系の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条港湾空港局総務部総務企画課水際線活用推進系の項を次のように改める。

交流係

- (1) クルーズ客船の誘致に関する事。
- (2) 港湾に係る国際交流に関する事。

第3条港湾空港局港営部港営課港務系の項第10号中「との調整」を削り、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 海事広報艇みらいの管理運営に関する事。
- (9) ひびきコンテナターミナル株式会社に関する事。

第3条港湾空港局港営部港営課施設系の項第5号中「、小倉国際流通センター株式会社及びひびきコンテナターミナル株式会社」を「及び小倉国際流通センター株式会社」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に関する事。

第3条港湾空港局港営部港営課海務系の項中「海務係」を「海務・情報係」に改め、同項に次の3号を加える。

- (6) 港湾情報システムの総括に関する事。
- (7) 港湾事務の情報化に関する事。
- (8) 基幹統計その他港湾に関する各種統計に関する事。

第3条港湾空港局港営部港営課港湾情報系の項を削り、同条港湾空港局港営部物流振興課物流振興系の項第3号中「調査研究及び計画調整」を「連絡調整」に改め、同条港湾空港局整備部整備課管理系の項第1号中「庶務」の次に「(部内他課の支払等の事務を含む。)」を加え、同項第2号中「(計画課及び事業調整課の所管に属するものを含む。次号から第5号までについて同じ。)」を削り、同項中第4号から第6号までを次のように改める。

- (4) 港湾環境整備負担金に関する事。
- (5) 部の所管に属する財産の管理に関する事。

第3条港湾空港局整備部計画課計画第一系の項中第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 港湾再開発に関する事。
- (4) 海辺のマスタープランに関する事。
- (5) 港湾環境修復体験に関する事。

(6) 港湾関連施設の活用の推進に関すること。

第3条港湾空港局整備部計画課計画第二係の項第1号中「の免許」を削り、「環境影響評価」の次に「等」を加え、同条港湾空港局整備部計画課計画第二係の項中第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく埋立免許の申請等に関すること。

(3) 海岸保全区域、臨港地区、港湾隣接地域の設定、変更等に関すること。

(4) 海岸保全施設の整備計画に関すること。

第3条港湾空港局整備部事業調整課事業調整係の項中第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 港湾事業の調査及び調整に関すること。

(3) 市民太陽光発電所に関すること。

第3条港湾空港局空港企画室の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 空港の航空貨物拠点化の推進に関すること。

第5条第3項中「及び都心・副都心開発室」を「、認知症対策室及び空き家対策推進室」に改める。

第7条中「秘書室次長」の次に「、行政経営室次長」を加え、「、市制50周年記念事業推進室次長」を削り、「臨時福祉給付金室長」の次に「、認知症対策室長」を加え、「新成長戦略推進室次長、都心・副都心開発室長」を「食の魅力創造・発信室次長、都市マネジメント政策室次長、空き家対策推進室長、都心・副都心開発室次長」に改める。

第8条第4項中「世界遺産登録推進室長」の次に「、臨時福祉給付金室長、認知症対策室長」を加え、「都心・副都心開発室長」を「空き家対策推進室長」に改める。

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

工務係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西

第2条まちづくり整備課工務第一係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八

工務第二係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八

区役所を除く。）

幡西区役所に限る。）の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号幡西区役所に限る。）

とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 住区基幹公園整備事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に関すること。

第2条保健福祉課いのちをつなぐネットワーク系の項第9号中「敬老祝金
地域保健係（小倉北区役所、小倉
」を「長寿祝金」に改め、同条保健福祉課地域保健第一係（小倉北区役所、
地域保健第二係（小倉北区役所、
南区役所及び八幡西区役所を除く。）

小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）の項第24号中「犬猫の引取り及
小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。）

び」を削り、同条保健福祉課高齢者・障害者相談係の項第4号中「障害程度
区分認定」を「障害支援区分認定」に改める。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第3条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の
一部を次のように改正する。

別表第1の総務企画局の項中

| | | | | | |
|-----|-------------------|---|-----|-------------------|---|
| 総務部 | 北九州市 立文書館 | を | 総務部 | 北九州市 立文書館 | に |
| | 北九州市 職員研修 所 | | | 北九州市 職員研修 所 | |

改め、同表の子ども家庭局子ども家庭部の項中

| | | | | | |
|-----------------|----------------------------|-------------------------------|-----|----|---|
| 児童文 化科学 館 | 北九州市 立こども 文化会館 | 北九州市小 倉北区下 津四丁目3 番2号 | 第4類 | 館長 | を |
| | 北九州市 立たしろ 少年自然 の家 | 北九州市八 幡東区田 代町9番30 号 | 第3類 | 所長 | |

| | | | | |
|---------|--------------|--------------------|-----|----|
| 児童文化科学館 | 北九州市立こども文化会館 | 北九州市小倉北区下道津四丁目3番2号 | 第4類 | 館長 |
|---------|--------------|--------------------|-----|----|

に

改め、同表の産業経済局観光部の項中「観光部」を「観光にぎわい部」に改める。

別表第2の東部市税事務所固定資産税課土地第一係の項中「土地第一係
西部市税事務所土地第二係土地第二係」
を「土地係」に改め、同項第1号中「(土地第一係に限る。)」を削り、同表の東部市税事務所固定資産税課の項中「家屋第一係を「家屋係」に改め
西部市税事務所家屋第二係」

、同表の文学館企画係の項第4号中「北九州市自分史文学賞」を「北九州市における文学賞」に改め、同項第5号中「相談」を「振興及び相談」に改め、同表の障害福祉センター障害福祉係の項第11号中「心身障害者の機能回復訓練」を「言語機能回復訓練事業」に改め、同項第12号中「中途視覚障害者緊急生活訓練」を「中途視覚障害者緊急生活訓練事業」に改め、同表の障害福祉センター障害認定係の項第1号中「障害程度区分認定」を「障害支援区分認定」に改め、同表の保健所東部生活衛生課食品衛生第一係の項第3
西部生活衛生課食品衛生第二係

号中「犬猫の引取り並びに」を削り、同表のたしろ少年自然の家の項を削り
相談第一係「相談第一係「相談第一
、同表の子ども総合センター相談第二係の項中相談第二係を相談第二
相談第三係相談第三係」相談第三
相談第四

係
係
係
係
に改め、同項第9号及び第10号中「相談第三係」を「相談第四係」に

新門司環境センター
に改め、同表の日明環境センター指導係の項第4号中「一般廃棄物処理委
皇后崎環境センター
託地区内の」を削り、「こと」の次に「(他係の所管に属するものを除く。

新門司環境センター 「業務第一係」 「業務第一
)」を加え、同表の日明環境センター の項中 業務第二係 を 業務第二
 皇后崎環境センター 業務第三係」

係」に改め、同項に次のように加える。

特別収集係

- (1) 高齢等によるごみ出し困難世帯に対する一般廃棄物の戸別収集等に関すること。

別表第2の東部整備事務所 工務第一課 道路改良第一係の項第1号中「及び
 西部整備事務所 道路改良第二係
 改築事業」を「、改築及び補修事業」に改め、同項第2号を削り、同項中第
 3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表の東部
 西部

整備事務所 工務第二課の項を次のように改める。
 整備事務所

工務第二課

長寿命化係

- (1) 橋りょう（モノレール軌道等を含む。）及びトンネル等の長寿命化事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に関すること。

公園河川係

- (1) 公園（住区基幹公園を除く。）、緑地、霊園及び街路樹の新設及び改築工事に関すること。
 (2) 有料公園等の維持補修工事に関すること。
 (3) 公園、緑地及び霊園の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に関すること。
 (4) 造園等関係工事の受託施工に関すること。
 (5) 河川及び水路（農業用水路を除く。）の改築工事に関すること。
 (6) 河川及び水路（農業用水路を除く。）の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に関すること。
 (7) 準用河川改修事業及び流域貯留浸透事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に関すること。

別表第2の折尾総合整備事務所計画課の項中「計画係」を「管理係」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

| | | | |
|---------------|-----------|-----------------|----|
| 行政経営室 | 行政経営課 | 行政経営課長 | を |
| | 施設経営課 | 施設経営課長 | |
| 行政経営室 | | 行政経営室次長 | に、 |
| | 世界遺産登録推進室 | 世界遺産登録推進室長 | を |
| 市制50周年記念事業推進室 | | 市制50周年記念事業推進室次長 | |
| | 世界遺産登録推進室 | 世界遺産登録推進室長 | に、 |
| 地域支援部 | 高齢者支援課 | 高齢者支援課長 | を |
| 地域支援部 | 高齢者支援課 | 高齢者支援課長 | に、 |
| | 認知症対策室 | 認知症対策室長 | |

| | | |
|----------|-----------|------------|
| | サービス産業政策課 | サービス産業政策課長 |
| 新成長戦略推進室 | | 新成長戦略推進室次長 |
| 地域産業振興部 | 中小企業振興課 | 中小企業振興課長 |
| | 商業振興課 | 商業振興課長 |
| | 国際ビジネス振興課 | 国際ビジネス振興課長 |
| 新産業振興部 | 新産業振興課 | 新産業振興課長 |
| | 高度人材育成課 | 高度人材育成課長 |

を

| | | |
|----------|-----------|------------|
| | 国際ビジネス政策課 | 国際ビジネス政策課長 |
| 新成長戦略推進室 | 産業政策課 | 産業政策課長 |
| | サービス産業政策課 | サービス産業政策課長 |
| 産業振興部 | 新産業振興課 | 新産業振興課長 |
| | 高度人材育成課 | 高度人材育成課長 |
| | 中小企業振興課 | 中小企業振興課長 |

に、

| | | |
|-----|-------------|--------------|
| 観光部 | 観光・コンベンション課 | 観光・コンベンション課長 |
| | にぎわい推進課 | にぎわい推進課長 |

を

| | | |
|------------------|-------------|--------------|
| 観光に にぎわい 部 | 観光・コンベンション課 | 観光・コンベンション課長 |
| | 商業振興課 | 商業振興課長 |

に、

| | | |
|--|------------|-------------|
| | 6次産業・地産地消課 | 6次産業・地産地消課長 |
| | 鳥獣被害対策課 | 鳥獣被害対策課長 |

を

| | | |
|------------|---------|--------------|
| | 鳥獣被害対策課 | 鳥獣被害対策課長 |
| 食の魅力創造・発信室 | | 食の魅力創造・発信室次長 |

に、

| | | |
|--|-------|--------|
| | 管理課 | 管理課長 |
| | 事業調整課 | 事業調整課長 |

を

| | | |
|--|-----|------|
| | 管理課 | 管理課長 |
|--|-----|------|

に、

| | | |
|-----|-------|--------|
| 計画部 | 事業調整課 | 事業調整課長 |
| | 都市計画課 | 都市計画課長 |

を

| | | | |
|-------------|--------------|-------------|----|
| | 都市交通政策課 | 都市交通政策課長 | |
| 計画部 | 都市計画課 | 都市計画課長 | に、 |
| | 都市交通政策課 | 都市交通政策課長 | |
| 都市マネジメント政策室 | 都市マネジメント政策室長 | | |
| | 建築指導課 | 建築指導課長 | を |
| | 建築指導課 | 建築指導課長 | に、 |
| | 空き家対策推進室 | 空き家対策推進室長 | |
| | 再開発課 | 再開発課長 | を |
| | 都心・副都心開発室 | 都心・副都心開発室長 | |
| | 再開発課 | 再開発課長 | に |
| | 都心・副都心開発室 | 都心・副都心開発室次長 | |

改める。

別表第2の八幡東区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項